

各 教 育 事 務 所 長
各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の結婚休暇取得期間の特例について（通知）

本年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることを踏まえ、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う結婚休暇及び長期勤続休暇の取得期間の特例について」（令和3年3月12日付け教総第1531号、教教第2774号）通知に関して、結婚休暇の取得期間の特例措置の改正を行います。

改正内容については、職員に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

なお、各教育事務所にあつては、管内各市町組合教育委員会に対し、このことを通知願います。

記

1 結婚休暇の取得期間の特例について

(1) 対象者

R2.2.1時点（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める政令の施行日）での休暇取得対象者及び当該日からR5.5.7までに新たに結婚した者

(2) 内容

通知発出前（本則）	特例措置	
	改正前	改正後
結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後6月を経過するまでの日までの期間	当分の間 （別途人事委員会と協議を行い定める日（※）から6月を経過する日まで）	<u>R5.5.8から6月を経過する日まで（R5.11.7まで）</u>

2 今後の対応について

本年5月8日以降、結婚休暇取得可能期間は本則どおりの取り扱いとする。